

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 第 2 章 5.（3）国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組 …「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定） 第 3 章 2. 重点目標 1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる 1-3（2）水害に強い地域づくり ・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）</p> <p>政策評価体系 政策目標 10. 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
政策目標の達成状況	避難確保計画を作成している地下街等の数：487（平成 25 年 3 月末時点）	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 26～28 年度における適用者数 地下街等：873 大規模工場等：30
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	止水板、防水扉等は、浸水防止に大きな効果があるものの、浸水防止用設備は非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止設備の設置を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	浸水防止用設備に係る特例措置（法人税）を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	水防法で浸水防止計画の作成等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図る必要がある。また、申請等により補助対象者を個別に補足して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。
ページ	27—2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新設要望